

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 4 条第 4 項を次のように改める。

- 4 定年前三任用短時間勤務職員の給料月額、当該定年前三任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前三任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前三任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前三任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条第 2 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 3 項及び第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外）

第 5 条の 2 前条の規定は、定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。

第 7 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を

「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る給料の特例）

14 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 熊本市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものと

する。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前三任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 234,000	円 274,300	円 303,000	円 338,800	円 415,200

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 225, 200	円 271, 100	円 298, 100	円 331, 900	円 405, 200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第 4 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第 4 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第2条第1号及び第6条第3項において準用する熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第26条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第5条の2、第7条第3項及び第16条第3項の規定を適用する。
- 7 改正後の条例第8条第1項の職員に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（提出理由）

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）の施行による一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じて、当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の教育職員に係る給料月額を60歳時の7割水準とする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

改正後（案）	現行
（定義） 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 （1） 市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び<u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>に限る。以下同じ。） （2） 市立小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 （3） 市立中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 （4） 市立高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手 （5） 市立特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手 （6） 市立総合ビジネス専門学校の校長、教頭及び教員 （職務の級の分類及び給料表） 第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第1）に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類されるものとする。 2 職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 （1） 教育職員給料表（1）（別表第2） （2） 教育職員給料表（2）（別表第3） 3 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）は、全ての職員の職務を第1項に規定する職務の級のいずれかに格付しなければならない。 <u>4 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> <u>【削る】</u>	（定義） 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 （1） 市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者</u>に限る。以下同じ。） （2） 市立小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 （3） 市立中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 （4） 市立高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手 （5） 市立特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手 （6） 市立総合ビジネス専門学校の校長、教頭及び教員 （職務の級の分類及び給料表） 第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第1）に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類されるものとする。 2 職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 （1） 教育職員給料表（1）（別表第2） （2） 教育職員給料表（2）（別表第3） 3 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）は、全ての職員の職務を第1項に規定する職務の級のいずれかに格付しなければならない。 <u>4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> <u>第4条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給料月額は、前条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規</u>

(初任給、昇格、昇給等の基準) 第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で<u>定める</u>ところにより決定する。 3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が4級である職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳に達した職員に関して、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後に第3項の規定により昇給させる場合は、同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、その場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 <u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u> <u>第5条の2 前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u> (給料等の支給) 第6条 通勤手当、期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間は月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び義務教育等教員特別手当については、その月分をその月の21日に、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当については、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和2	<u>定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> (初任給、昇格、昇給等の基準) 第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で<u>定める</u>ところにより決定する。 3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が4級である職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳に達した職員に関して、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後に第3項の規定により昇給させる場合は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、その場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 <u>【新設】</u> (給料等の支給) 第6条 通勤手当、期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間は月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び義務教育等教員特別手当については、その月分をその月の21日に、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当については、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和2
--	--

3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。 2 職員が離職し、若しくは死亡した場合又は新たに職員に採用された場合その他の場合で人事委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、支給日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。 3 熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 5 号。以下「一般職給与条例」という。)第 5 条の 2 から第 8 条まで、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 5 条及び第 2 6 条の規定は、職員について準用する。 (扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び宿日直手当) 第 6 条の 3 この条例に定めるもののほか、扶養手当については一般職給与条例別表第 2 の行政職員給料表の適用を受ける者(以下「行政職員給料表適用者」という。)でその職務の級が 6 級以下であるものの例により、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び宿日直手当については行政職員給料表適用者の例による。 (期末手当) 第 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日(以下この条から第 7 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第 7 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第 1 7 条の規定により一般職給与条例第 3 2 条第 7 項の規定の適用を受ける行政職員給料表適用者の例によることとされる職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における 当該職員 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 1 0 0 分の 1 0 0 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 1 0 0 分の 8 0 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 1 0 0 分の 6 0 (4) 3 箇月未満 1 0 0 分の 3 0 3 定年前再任用短時間勤務職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは、「1 0 0 分の 6 7 . 5」とする。 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。 2 職員が離職し、若しくは死亡した場合又は新たに職員に採用された場合その他の場合で人事委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、支給日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。 3 熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 5 号。以下「一般職給与条例」という。)第 5 条の 2 から第 8 条まで、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 5 条及び第 2 6 条の規定は、職員について準用する。 (扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び宿日直手当) 第 6 条の 3 この条例に定めるもののほか、扶養手当については一般職給与条例別表第 2 の行政職員給料表の適用を受ける者(以下「行政職員給料表適用者」という。)でその職務の級が 6 級以下であるものの例により、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び宿日直手当については行政職員給料表適用者の例による。 (期末手当) 第 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日(以下この条から第 7 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第 7 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第 1 7 条の規定により一般職給与条例第 3 2 条第 7 項の規定の適用を受ける行政職員給料表適用者の例によることとされる職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における その者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 1 0 0 分の 1 0 0 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 1 0 0 分の 8 0 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 1 0 0 分の 6 0 (4) 3 箇月未満 1 0 0 分の 3 0 3 再任用職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは、「1 0 0 分の 6 7 . 5」とする。 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
---	--

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第7条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第8条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第7条の2中「前条第1項」とあるのは「第8条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第8条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第16条 第2条第2号及び第3号に掲げる者には、義務教育等教員特別手当を支給する。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第7条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第8条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第7条の2中「前条第1項」とあるのは「第8条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第8条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第16条 第2条第2号及び第3号に掲げる者には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 前項に規定する者以外の職員には、同項に規定する者との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 3 義務教育等教員特別手当の月額、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員）にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。
- 4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る給料の特例）

14 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- （2） 熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- （3） 熊本市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 2 前項に規定する者以外の職員には、同項に規定する者との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 3 義務教育等教員特別手当の月額、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員）にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。
- 4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

【新設】

【新設】

【新設】

附 則

教職員

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第2条第1号及び第6条第3項において準用する熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第26条第2項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第5条の2、第7条第3項及び第16条第3項の規定を適用する。

7 改正後の条例第8条第1項の職員に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員」とする。

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

定年引上げに係る条例改正について（教育委員会所管分）

1 定年引上げの趣旨

令和３年６月に「国家公務員法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布（令和５年４月１日施行）

複雑高度化する行政課題への的確な対応の必要性等を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことを目的に、定年の段階的引き上げをはじめとし、６０歳を境に適用される制度が下記２のとおり大きく変更される。

2 制度変更の概要

	項目	主な内容
(1)	定年の段階的引上げ	・令和５年４月から２年に１歳ずつ定年を引き上げ 令和５年４月の定年年齢は原則６１歳、令和１３年４月に６５歳となる。
(2)	管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入	・原則として、管理監督職（教育職員においては校長、教頭及び園長）の職員は、６０歳に達した日の翌日以後最初の４月１日までの間に、管理監督職以外の職（教育職員においては教諭・養護教諭等）に降任する。
(3)	定年前再任用短時間勤務制度等の導入	・６０歳に達した日以後、延長された定年前に退職した者を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用できる制度。 ・また、定年が段階的に引き上げられる期間中は、経過措置として６５歳まで現行の再任用職員として任用が可能。フルタイムか、短時間勤務いずれかを希望することができる（暫定再任用職員）。
(4)	給与体系の変更	・６０歳に達した日後の最初の４月１日以後、職員の受ける給料月額、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に７割を乗じて得た額となる。 ・役職定年制の対象となった職員については、当該額と管理監督職であったときに受けていた給料月額の７割の額との差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を支給する。

(5)	退職手当について	・ 60 歳に達した日以後、定年前に退職する場合であっても定年退職と同様に退職手当を算定する
(6)	情報提供・意思確認制度の新設	・ 任命権者（教育委員会）は、職員の 60 歳に達する日が属する年度の前年度に、60 歳に達する日以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の 60 歳に達する日の翌日以後の勤務の意思を確認する。

3 条例の改正

上記 2 のうち、市長事務部局の職員と共通して適用される項目は、市長事務局が所管する条例において改正されるが、教育職員については、市長事務部局の職員と異なる給与表を適用しているため、(4)の給与体系の変更については、教育委員会が所管する条例を改正する。

名称	実施事項 (上記 2 参照)	主な改正内容	備考
熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）	2 (1) 定年引上 (2) 役職定年 (3) 再任用短時間 (6) 情報提供	・ 定年の引上げ ・ 役職定年制の規定 ・ 定年前再任用短時間勤務制についての規定 ・ 暫定再任用制についての規定	総務局人事課所管条例 市長事務部局職員と同様に適用。
熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年条例第 16 号）	2 (5) 退職手当	・ 60 歳に達した日以後の退職手当の算定について、非違によることなく退職した場合は、自己都合等による退職であっても定年退職として算定するよう規定 ・ 60 歳超職員に適用される給料月額の 7 割措置をピーク時特例の対象とするよう規定	総務局人事課所管条例 市長事務部局職員と同様に適用。

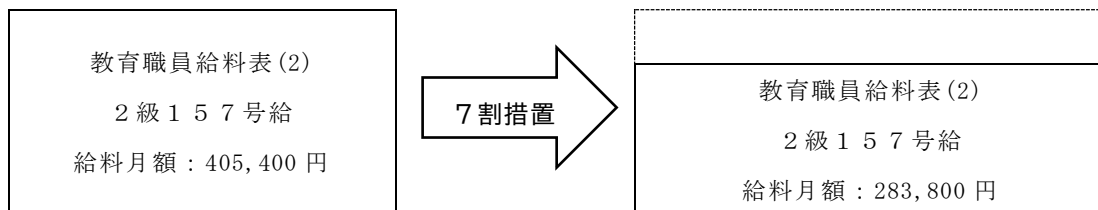
熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）	2 (4)給与体系	・60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額を7割とする措置 ・役職定年制により降任する職員に支給する管理監督職勤務上限年齢調整額について規定 ・定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に係る規定の整備	教育委員会教職員課所管条例
熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）	2 (4) 給与体系	60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される教職調整額（管理職以外の教育職員に支給される給料月額の4%の額）の計算基礎に、管理監督職勤務上限年齢調整額を含めるよう規定	教育委員会教職員課所管条例

4 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の改正概要（議第160号）

ア. 定年引上げに伴う給料月額の特例（条例附則第14項、16項）

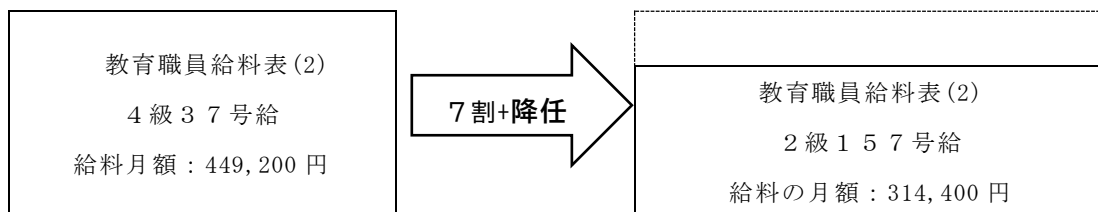
（1）60歳に達した日後の最初の4月1日以後、職員の受ける給料月額は、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額となる。

例①：教諭（60歳）→教諭（60歳超）



（2）役職定年制の対象となった職員について、当該額と管理監督職であったときに受けていた給料月額の7割の額との差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を支給する。

例②：校長（60歳）→教諭（60歳超）



※ 2級157号給の給料月額の7割の額は、例①のとおり283,800円であるが、60歳時の給料月額449,200円の7割の額である314,400円を保障（ $314,400円 - 283,800円 = 30,600円$ が管理監督職勤務上限年齢調整額）

（参考）

- ・ 7割となる手当等 給料の調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当
- ・ 7割となった給料月額に連動する手当等 教職調整額、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当
- ・ 7割とならない手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当

イ. 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定める

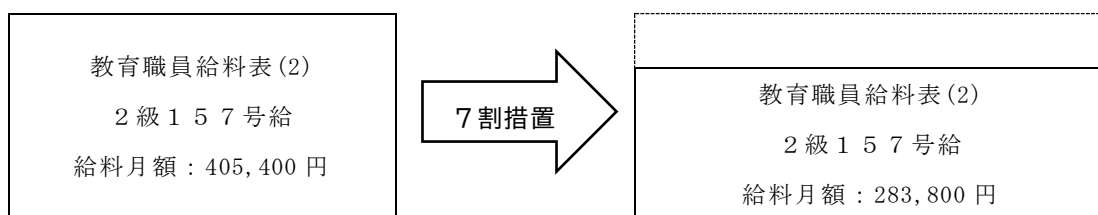
60歳に達した日以後、延長された定年前に退職した者を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用できることとなるが、給料月額については、現行の再任用職員のものと同様の取り扱いとする。

5 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の改正概要（議第161号）

教職調整額（※1）の計算基礎に、役職定年制により降任等をされた職員に支給される差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を含める措置

〔※1 教職調整額：管理職（校長、教頭、園長）以外の教育職員に支給される給料月額の4%の額〕

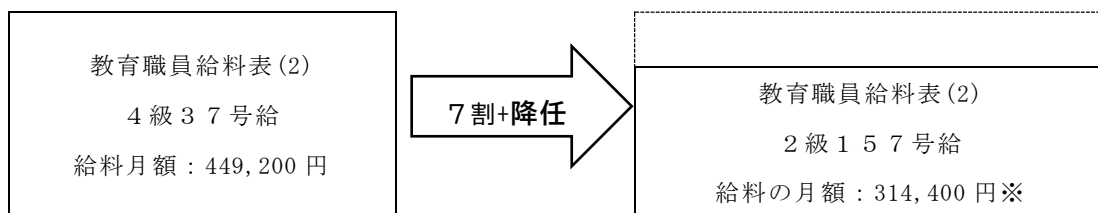
例①：教諭（60歳）→教諭（60歳超）



（教職調整額の計算）

$$283,800 \text{ 円} \times 4\% = \underline{11,352 \text{ 円}}$$

例②：校長（60歳）→教諭（60歳超）



※60歳時の7割の額 314,400円-降任後の給料月額 283,800円=30,600円が管理監督職勤務上限年齢調整額

（教職調整額の計算）

$$(283,800 \text{ 円} + 30,600 \text{ 円}) \times 4\% = \underline{12,576 \text{ 円}}$$

教職調整額の計算基礎は「給料月額」であり、これに含まれない管理監督職勤務上限年齢調整額を計算基礎とするため、条例の改正が必要。